

(参考3)

国民年金事務費交付金等
年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金
特別事情分算定基礎表の作成について



四国厚生支局
年金管理課

令和6年12月

目次

1. 特別事情分算定基礎表の概要	3
2. 様式の記載方法【国民年金】	8
3. 様式の記載方法【年金生活者支援給付金】	13

1. 特別事情分算定基礎表の概要

はじめに

○今回市町村において作成・報告していただく様式は以下の5種類です。

① 支出見込額報告書

※国民年金分と年金生活者支援給付金分を一体の様式として1つのエクセルファイルにまとめています。

② 国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表

③ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表

④ 国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表

⑤ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金特別事情分算定基礎表

○本資料では、上記5種類のうち、④国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表及び⑤年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金特別事情分算定基礎表の作成方法について説明しています。①、②、③については別資料にて作成方法を説明しますので、あわせて確認してください。

○提出時は上記5種類のファイル一式をまとめて提出してください。エクセルファイル以外にも必要な添付書類があります。提出方法の詳細は別資料「支出見込額報告書の作成について」の最終ページで確認してください。

特別事情分算定基礎表とは①

○国民年金事務費交付金等交付要綱4に規定する「災害その他特別の事情があると認める」もの、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱15に規定する「特別の事情」によるものについては、「**特別事情分**」として該当する事項を通知(※)で定めており、当該事項に該当する場合はその費用が交付されます。

※「令和6年度における国民年金事務費交付金等交付要綱の取扱いについて」及び「令和6年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱の取扱いについて」

○特別事情分算定基礎表は、**通知で定められた特別事情分に該当する事項について、当年度の交付額を決定するために所要額を報告するもの**です。特別事情分算定基礎表で報告された所要額に基づき、年度末に交付額を決定します。

特別事情分算定基礎表とは②

○今年度の特別事情分に該当する事項は以下の通りです。

【国民年金】

- ①市町村の区域の全部又は一部が災害救助法が適用された災害を受け、基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合
- ②基礎年金等事務の執行体制の整備を実施したこと
- ③②の他、厚生労働大臣が特に必要と認めるもの
- ④国民年金適用関係届書作成仕様書の改正に係る対応に必要なシステム開発
- ⑤国民年金被保険者関係届書(報告書)改正に係る対応に必要なシステム開発
- ⑥④及び⑤のほか、厚生労働大臣が特に必要なシステム開発と認めたもの

【年金生活者支援給付金】

- ⑦所得状況届への必要事項の記入を電子計算機により対応することを可能とすること
- ⑧所得情報等の提供において、個人の特定の際に介護保険等の特別徴収に用いる基礎年金番号をシステム上活用することを可能とすること
- ⑨所得情報等の提供において、同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合についてもシステム上把握することを可能とすること
- ⑩提供した所得情報等のデータ(71通知)の保存を可能とすること

○特別事情分算定基礎表は、上記事項に該当するものがある場合のみ提出してください。該当するものがない場合は提出不要です。今年度においては、該当するのは④・⑤のみを想定しています。

一般的な留意事項

○実績の報告対象期間は令和6年4月～令和7年3月です。

○所要額の根拠となる資料を確認し、金額に誤りがないよう正確に報告してください。また、作業内容と所要額が確認できる資料(請求書、領収書、見積書等の写し)を提出してください。

○特別事情分は「実費」により措置されるため、支出見込額を過大に計上し、翌年度に実施する決算報告において決算額が支出見込額を下回ると、差額分が返還となりますのでご注意ください。

2. 様式の記載方法 【国民年金】

表紙

◆都道府県番号及び市町村番号を記入する様式です。

(別添1の別紙2)

令和6年度 国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表

◆都道府県番号及び市町村番号を入力してください。

都道府県番号	都道府県名	市町村番号	市町村名
	#N/A		#N/A

集計表様式第2号 国民年金事務費交付金特別事情分集計表

◆各様式の金額の集計表で、特別事情分の「算定額」を表示します。入力は不要です。

集計表様式第2号

令和6年度 国民年金事務費交付金特別事情分集計表

◆合計欄に表示された金額が特別事情分の「算定額」となります。

(単位:円)

都道府県番号	市町村番号	市町村名	災害	その他特に必要と認められるもの(様式第3号)				合計	
				ア 執行体制の整備	イ その他	ウ 国民年金適用関係届書作成仕様の改正への対応に必要なシステム開発	エ 国民年金被保険者関係届書(報告書)改正に係る対応に必要なシステム開発		オ ウ及びエの他、厚生労働大臣が特に必要なシステム開発と認めたもの
			(様式第2号)	(様式第3号その1)	(様式第3号その1)	(様式第3号その2)	(様式第3号その3)	(様式第3号その4)	
			算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額
0	0	#N/A	0	0	0	300,000	0	0	300,000

様式第2号 市町村の区域の全部又は一部が災害救助法が適用された
災害を受け、基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

様式第3号(その1) 基礎年金等事務の遂行にあたり多額の費用を
要したこと等その他特別の事情がある場合

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

様式第3号(その2) 国民年金適用関係届書作成仕様書の改正に係る 対応に必要なシステム開発

様式第3号(その3) 国民年金被保険者関係届書(報告書)改正に係る 対応に必要なシステム開発

◆システム改修経費について記入する様式です。該当する場合のみ記入してください。
◆該当する場合は作業内容と所要額がわかる資料(請求書、領収書、見積書等の写し)を添付してください。

その他特別の事情	ウ 国民年金適用関係届書作成仕様書の改正に係る対応に必要なシステム開発 (交付要綱の4の(2))				開発・修正状況		処理形態	
	システム開発(プログラム修正)の内容	開発・修正による効果	地方厚生(支)局及び日本年金機構への協議内容	所要額	所要経費積算内訳	新規・修正の別		プログラムのステップ数
システム修正等の内容	国民年金適用関係届書作成仕様書の改正に係る対応に必要なシステム開発等	左記への対応が可能となる。	システム修正に係る費用等について協議(本算定基礎表にて)	300,000円	別添(請求書・領収書・見積書等の写し)のとおり	新規	不明な場合は、空欄で構いません。	<input checked="" type="radio"/> A. 単独導入 <input type="radio"/> B. 共同導入 <input type="radio"/> C. 単独委託 <input type="radio"/> D. 共同委託 共同利用市町村名
						修正	ステップ 修正部分にかかる修正後	
						既存	ステップ 未修正部分	
						計	ステップ 総ステップ数	
						算定額		
地方厚生(支)局の意見及び見解	◆開発内容・所要額等について記入してください。							

様式第3号(その4) ウ及びエの他、厚生労働大臣が特に必要な システム開発と認められたもの

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

3. 様式の記載方法

【年金生活者支援給付金】

表紙

◆国民年金の特別事情分算定基礎表(9頁)と同様に作成してください。

集計表様式第2号 年金生活者支援給付金支給業務市町村 事務取扱交付金 特別事情分集計表

◆国民年金の特別事情分算定基礎表(9頁)と同様です。入力は不要です。

様式第2号(その1~5) 所得状況届への必要事項の記入を 電子計算機により対応することを可能とすること ほか

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。